

議第94号

高山市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

高山市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成27年12月1日提出

高山市長 國 島 芳 明

提案理由

地方税法施行規則の改正に伴い改正しようとする。

高山市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

高山市税条例の一部を改正する条例（平成27年高山市条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
改正前	改正後	改正前	改正後
<p><u>（用語）</u></p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 納付書 納税者が徴収金を納付するために用いる文書で、規則で定める様式によつて納税者の住所及び氏名又は名称並びにその納付すべき徴収金額その他納付について必要な事項を記載するものをいう。</p> <p>(8) 納入書 特別徴収義務者が徴収金を納入するために用いる文書で、規則で定める様式によつて特別徴収義務者の住所及び氏名又は名称並びにその納入すべき徴収金額その他納入について必要な事項を記載するものをいう。</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p>	<p><u>（用語）</u></p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 納付書 納税者が徴収金を納付するために用いる文書で、規則で定める様式によつて納税者の住所及び氏名（法人にあつては、<u>事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。））</u>（法人番号を有しない者にあつては、<u>事務所又は事業所の所在地及び名称</u>）並びにその納付すべき徴収金額その他納付について必要な事項を記載するものをいう。</p> <p>(8) 納入書 特別徴収義務者が徴収金を納入するために用いる文書で、規則で定める様式によつて特別徴収義務者の住所及び氏名（法人にあつては、<u>事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号</u>）並びにその納入すべき徴収金額その他納入について必要な事項を記載するものをいう。</p> <p>(市民税の申告)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>(市民税の申告)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p>	<p>(市民税の申告)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p>

7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第24条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。

7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第24条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。

7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第24条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。

7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第24条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなつた者に、当該該当することとなつた日から30日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。